

聖監告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定により、令和 5 年度の行政監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 4 日

聖籠町監査委員 小林 勝 治
聖籠町監査委員 中 村 恵美子

記

- 1 監査実施期間 令和 6 年 1 月 9 日、10 日、11 日、12 日（計 4 日間）
- 2 監 査 会 場 聖籠町役場（1 階） 監査委員室
- 3 監 査 対 象 令和 5 年 12 月 21 日付け、聖監第 54 号によりあらかじめ通知した事業及び事項
- 4 監 査 の 方 法 監査事項について、全課（局・室・館）から資料の提出を求め、それぞれの部署の担当課長（局長・室長・館長）等から詳細な説明を受け監査を実施した。
- 5 監査委員の氏名 聖籠町監査委員 小林 勝 治
聖籠町監査委員 中 村 恵美子
- 6 監 査 の 範 囲
 - (1) 一般会計並びに特別会計及び公営企業会計の全て
 - (2) 行政監査の全課（局・室・館）の共通事項
 - ア 重点監査項目（別紙 2 のとおり）
 - イ 各種契約執行状況
 - ウ 補助金執行状況
- 7 監 査 の 結 果
 - (1) 一般会計、特別会計及び公営企業会計の財務事務については、執行状況及び事務処理等は適正であり、改善すべき事項は特に認められなかった。

本年度、施設型給付費負担金の給付における事務処理ミスが発覚したが、チェック体制が機能しなかったことが主な理由であり、今後とも再発防止に向け、各部署ともチェック機能の強化を図り適正な事務処理に努められたい。
 - (2) 行政監査の結果は、次のとおりである。

ア 重点監査事項

各課とも条例、規則等に従い概ね適正に事務が執行されていた。特に各種使用料、料金等の窓口での現金収納状況について重点的に監査したが、適正に事務処理は行われており、改善すべき事項は特に認められなかった。

なお、次の点について注記したい。

自治体DXの推進については、各課の取組が全体としてやや遅れており、業務のデジタル化・効率化の観点から今後積極的に取り組むことを望む。なお、「スマホ時代」を反映して母子手帳アプリやSNS（LINE等）を活用した町民と町との情報共有化等は評価できる。

イ 各種契約執行状況

契約執行状況の監査については、競争入札（一般、指名、せり売り）以外の随意契約を中心に監査した。

その結果、行政システム関係業務委託契約や機器借上契約で、長期にわたって一者随意契約している案件が多く見られた。行政システムについては、地方公共団体標準化に関する法律（令和3年法律第40号）が制定され、地方自治体は標準準拠システムへ移行することが検討されているので、移行される際には契約の方法についても再検討されたい。

また、当初から契約の相手方を一者と決めた業務委託契約なども確認された。契約関係書類に「随意契約（一者随意契約）理由書」はあるものの、根拠法令、一者のみと契約した理由などがやや曖昧であり、「なぜ一者随意契約でなければならないのか」町民にとって分かり易いものとは言えないものがあった。

聖籠町財務規則（平成3年3月26日規則第3号（令和5年10月1日施行））第141条第1項において、「売買、貸借、請負、その他の契約を締結する場合には、原則一般競争入札に付さなければならない。」とし、例外として同条第3項において、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号の1に該当する場合には、競争に付さずに随意による契約（以下「随意契約」という。）を締結することができる。」と定めている。

一般競争入札の目的は、①公平性（参加機会均等）、②公正性（契約担当者の恣意的判断の排除）、③経済性（最も有利な価格（最安値）による契約）の3点と言われている。

したがって、最初から一者のみと打合せを行い、契約する一者随意契約は競争性を排除した例外手続きとなっており、一者随意契約を行う場合には、一者随意契約に至った経緯を記載した「随意契約（一者随意契約）理由書」とそれを裏付ける根拠資料等が必要であり、競争としなかった理由を明確にしなければならない。

そこで、随意契約（一者随意契約）とした理由を更に明確化するため、聖籠町における「随意契約（一者随意契約）ガイドライン」を作成し、契約ごとに理由書を公表することを検討すべきである。

ウ 補助金執行状況

町が交付する補助金については、令和3年に聖籠町補助金等評価調査委員会に

において、補助金等見直し方針が策定され、方針に基づき各課とも見直しを行い、全体として適正でより効果的な補助金交付がなされているものと認められた。各補助金の事務処理は、共通の補助金条例、個別の条例、規則に従って適正に処理が行われていた。

しかしながら、費用対効果の検証ができないものや、やや不十分なものも散見された。これらについては、今後とも費用対効果の検証を十分に行い、見直し時において、継続、見直し又は廃止の判断をされたい。

以上

重点 監 査 項 目

[R6. 1. 9~1. 12]

No	該 当 課	重 点 監 査 項 目
1	議会事務局	① 政務活動費の交付状況について ② 各常任委員会・議会運営委員会の視察状況について
2	総務課	① 全職域における過去3か年の超過勤務の状況及び年次休暇の取得状況について ② 町有財産の活用状況について（遊休資産の管理状況）
3	町民課	① 国民健康保険税の賦課・収納状況について ② マイナンバーカードの申請状況について ③ 証明書等の窓口現金の取り扱いについて
4	税務課	① 町税等の収納状況について ② 滞納整理と不納欠損処分について
5	会計室	① 出資金の状況について ② 手持ち現金の管理について ③ 随時払いの状況について（一覧表）
6	総合政策課	① ふるさと納税の状況と地方創生について ② 結婚新生活への支援事業について
7	ふるさと整備課	① 消雪パイプの整備計画と除雪体制について ② 町営住宅東山団地施設管理委託及び使用料の収納状況について ③ 除雪ドーザーの購入について
8	保健福祉課	① 疾病予防対策について （新型コロナウイルス、子宮頸がんワクチン含む） ② 母子手帳アプリの効果について ③ 健康診断・診療所での現金の取り扱いについて ④ ざぶーん館の集客対策について
9	長寿支援課	① 高齢者のみ世帯への支援状況について （高齢者等ごみ出し支援事業含む） ② 高齢者タクシー利用助成券の利用状況について ③ 聖海荘、なごみの家における現金の取り扱いについて
10	東港振興室	① 企業立地奨励金の交付状況について ② 企業誘致の状況について
11	農業委員会	① 農地の集積状況と新規就農者支援について ② 耕作放棄地に対する取組について
12	産業観光課	① 原油価格物価高騰対策支援事業補助金・生産資材等価格高騰対策支援事業補助金について ② 海のにぎわい館の運営状況について ③ 暮らし応援事業補助金の利用状況について

13	生活環境課	① 過去3か年の資源ごみの収集状況について ② 防災行政無線整備事業について
14	上下水道課	① 水道料金と下水道使用料の収納状況について ② マンホールポンプの更新状況について ③ 検針業務について
15	子ども教育課	① 給食調理等業務委託料について（令和4年度実績報告と令和5年度予算作成時の参考見積） ② 児童クラブにおける現金の取り扱いについて ③ 児童、生徒の登下校支援について （遠距離通学の小学生と中学校冬季バス）
16	教育未来課	① タブレットでの授業使用状況と効果の検証について ② 放課後子ども教室の現状について
17	社会教育課	① 自主事業の収支及び実施状況とチケットの管理について （令和4年度・令和5年度予定含む） ② 使用料等現金の取り扱いについて ③ 青少年健全育成活動の支援について
18	図書館	① 図書館の利用状況について（会議室、研究個室など施設全体を含む） ② イベント（ブックスタート、1日図書館員、講座、展覧会など）の状況について

※ 重点監査項目については口頭説明とし、事前の資料提出の必要はありませんが、当日回答できるよう準備をお願いします。

なお、資料があった方が説明しやすい場合は当日3部（監査委員2・事務局1）お持ちください。

※ 令和4年度に監査委員から意見として報告された事項についても、当日回答できるよう準備願います。